

従事者マニュアル

(原動機付自転車等標識取扱所の設置運営等業務)

札幌市財政局税政部市民税課

目 次

I 事務の概要

- 1 マニュアル内の用語の意味 ----- 1
- 2 取扱所で取扱う車両 ----- 2
- 3 取扱所で取扱う手続き ----- 2

II 申告受付事務の工程と手順

- 1 新規申告 ----- 4
- 2 譲渡申告 ----- 6
- 3 廃車申告 ----- 8
- 4 書類の管理 ----- 10

III 各種様式

- 1 標識(ナンバープレート) ----- 11
- 2 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ----- 12
- 3 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 ----- 14
- 4 標識交付簿 ----- 16
- 5 申告記録簿 ----- 17
- 6 受付印・委託印 ----- 18

I 事務の概要

1 マニュアル内の用語の意味

用語	意味
原付	原動機付自転車のこと。
小特	小型特殊自動車のこと。
原付等	原動機付自転車及び小型特殊自動車のこと。
原付申請書	軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書のこと。1枚目が申請書、2枚目が標識交付証明書の複写式になっている。新規申告と譲渡申告で使用する。
標識交付証明書	原付等を登録した際に市町村から交付される証明書。車検証のようなもので、自賠責保険の加入等に使用される。
廃車申請書	軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書のこと。1枚目が申請書、2枚目が廃車証明書の複写式になっている。廃車申告で使用する。
廃車証明書	廃車申告受理証明書のこと。原付等の登録を抹消したときに市町村から交付される証明書で、自賠責保険の解約や車両の下取りに使用される。
新規申告	札幌市に新たな車両を登録すること。ナンバープレートと標識交付証明書の交付を伴う。
譲渡申告	札幌市内での名義変更(所有者・使用者の変更)のこと。ナンバープレートは変更せず、同じものを使用する。標識交付証明書のみ差し替える。
廃車申告	廃棄、紛失、下取り、売却、市外への譲渡や転出などにより、札幌市で車両を所有しなくなった状態のこと。故障や冬期間による一時的な使用中止等は廃車申告不可。廃車証明書の交付を伴う。
標識	ナンバープレートのこと。
所有形態	自己所有…車両の所有者と使用者が同じ場合 リース…車両の所有者と使用者が異なり、所有者に課税する場合(定額制で車両を借り受けるリース契約が該当する。) 所有権留保…車両の所有者と使用者が異なり、使用者に課税する場合(ローン販売などが該当する。)
主たる定置場	その車両を使用していないときに主に駐車される場所のことをいう。基本的には使用者の住所と同じ。
車名	ヤマハ、スズキなどのメーカー名。ディオやカブなどの車種名ではない。
車台番号	バイクのフレームに刻印されている、その車体固有の番号で、同じ番号は存在しない。
賦課期日	課税要件を確定するための基準日のこと。軽自動車税(種別割)の賦課期日は4月1日。

2 取扱所で取扱う車両

取扱所においては、下表に挙げる車両を取扱う。

車種		規格	税率(参考)
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	定格出力 0.6kW 以下で、最高速度が 20km/h 以下、長さが 1.9m 以下、幅が 0.6m 以下のもの	2,000 円
	第一種	総排気量 0.05L(50 cc)以下または定格出力 0.6kW 以下	2,000 円
	新基準	総排気量 0.05L(50 cc)以下かつ最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
	第二種乙	総排気量 0.05L(50 cc)超 0.09L(90 cc)以下または定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種甲	総排気量 0.09L(90 cc)超 0.125L(125 cc)以下または定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー	三輪以上で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下(定格出力 0.25kW を超え 0.6kW 以下)のもののうち、車輪間の距離が 50cm を超えるものまたは車室を備えるもの	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用	最高速度が 35km/h 未満で、農耕トラクタなど乗用装置のあるもの	2,400 円
	その他	最高速度が 15km/h 以下、長さが 4.7m 以下、幅が 1.7m 以下、高さが 2.8m 以下のもの(フォークリフト、ショベルローダなど)	5,900 円

3 取扱所で取扱う手続き

取扱所においては、以下に挙げる手続きを取扱う。ただし、届出者が紛失等を理由に必要書類を用意できない場合は受付せず、手続き方法を中央市税事務所に電話で確認するよう案内すること。

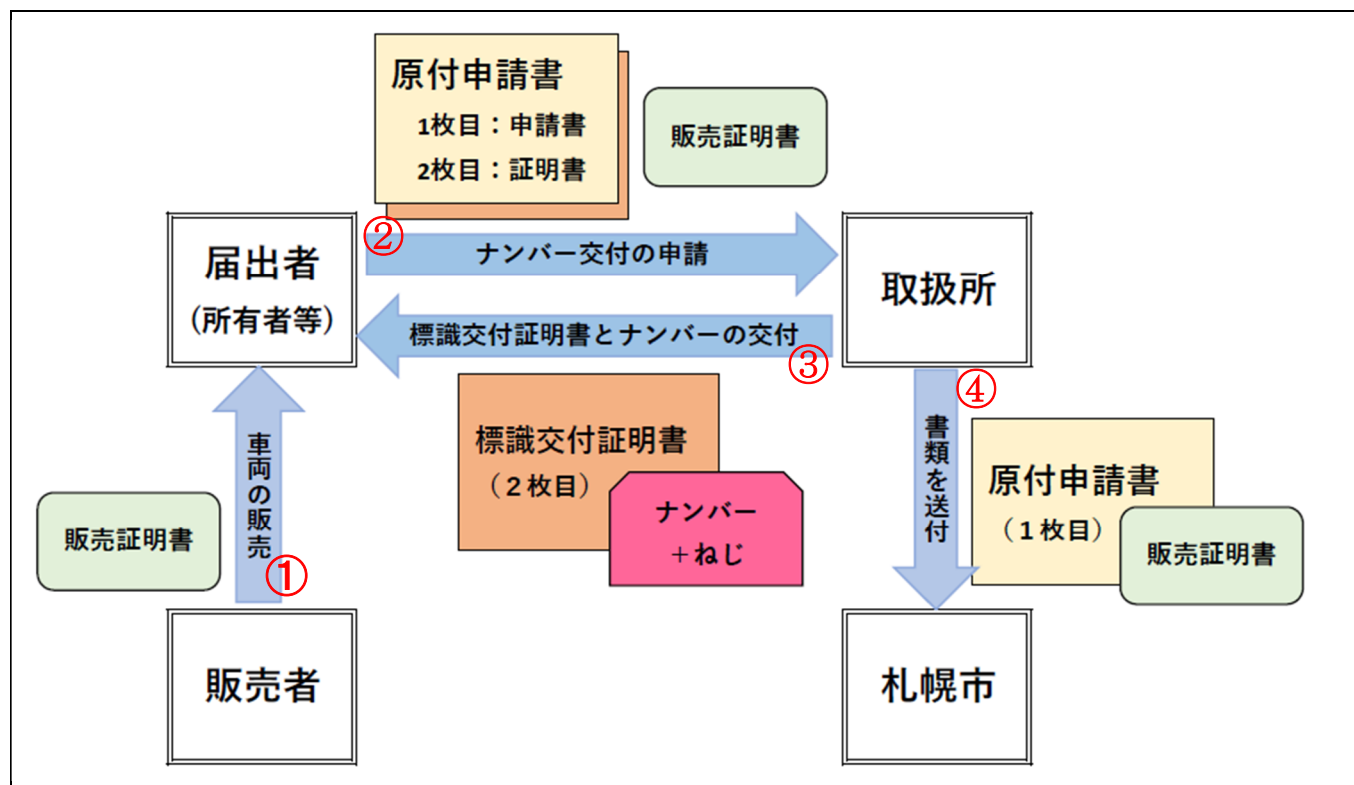
- (1) 新車や中古車を販売店等から購入したことによる取得に係る申請書の受理及びナンバープレートと標識交付証明書の交付(新規申告)
- (2) 所有者の変更に係る申請書の受理及び標識交付証明書の交付(譲渡申告)
- (3) 廃車に係る申請書の受理及び廃車証明書の交付(廃車申請)

上記の他、札幌市で取扱う手続きは下表のとおり。

申告 内容	申告の理由		必要書類 ※すべての手続きに「届出者の本人確認書類」が必要(郵送の場合両面の写し)	取扱 所 受付
新規	販売店等から購入した		・原付申請書 ・販売証明書	○
	他市町村の人 から譲り受け た	前市町村で廃車(ナンバー返納)済み	・原付申請書 ・前市町村交付の廃車証明書 ・譲渡を証明する書面	×
		前市町村で廃車(ナンバー返納)していない	・原付申請書 ・前市町村交付のナンバープレート ・前所有者名義の標識交付証明書 ・譲渡を証明する書面	×
	他市町村から 転入してきた	前市町村で廃車(ナンバー返納)済み	・原付申請書 ・前市町村交付の廃車証明書	×
		前市町村で廃車(ナンバー返納)していない	・原付申請書 ・前市町村交付のナンバープレート ・前市町村交付の標識交付証明書	×
	譲渡 車両を譲り受 けた(名義変更)	現在札幌市のナンバーが付いている	・原付申請書 ・標識交付証明書(紛失した場合は不要) ・譲渡を証明する書面	○
変更	所有者情報の変更がある(札幌市内 で住所や氏名を変更)		・原付申請書 ・標識交付証明書(紛失した場合は不要)	×
	車両情報に変更がある		※中央市税事務所に問い合わせ	×
廃車	車両の廃棄、下取り、売却、市外への譲渡や転出など		・廃車申請書 ・ナンバープレート(紛失した場合は不要) ・標識交付証明書(紛失した場合は不要)	○
	車両の盗難・紛失		※中央市税事務所に問い合わせ	×
再交付	ナンバープレートの再交付		※中央市税事務所に問い合わせ	×
	標識交付証明書の再交付 ※廃車証明書の再交付は不可		・原付申請書	×

Ⅱ 申告受付業務の行程と手順

1 新規申告



(1) 必要書類

回収するもの: 原付申請書、販売証明書

目視確認のみ: 本人確認書類

(2) 取扱所で扱う申告

新車・中古車を販売店から購入した場合(販売証明書がある場合)

※申告時点でナンバープレートが付いていない車両に限る。

(3) 取扱所で扱わない申告(中央市税事務所で申告するよう教示すること)

ア 販売資格のない者から購入した場合(売買アプリ、オークション等)

イ 札幌市で廃車済みの車両を再登録する場合

ウ 市外からの転入または市外居住者から譲り受けた場合

(4) 申告受付の流れと確認事項

ア ナンバープレートが付いていない車両の新規申告であることを確認する。

イ 所定事項を記載した原付申請書(2枚複写式)と販売証明書を提出させる。

ウ 届出者の本人確認をし、原付申請書の本人確認欄に記載する。個人の場合は運転免許証等で氏名を確認する。法人の場合は名刺や社員証で氏名を確認し、届出者欄の空きスペースに名字をメモすること。

エ 原付申請書と販売証明書の記載内容を確認する。

〈原付申請書〉

- ・申告の理由の欄にチェックがあるか。
- ・種別の欄にチェックがあるか。
- ・所有者と使用者の住所、氏名、生年月日、電話番号、所有形態、主たる定置場が記載されているか。
- ・車両情報(車名、車台番号、排気量は必須)が記載されているか。販売証明書と同じ内容を記載するが、不明な場合は販売者に確認させる。
- ・届出者の欄に住所、氏名、電話番号が記載されているか。

〈販売証明書〉

- ・販売店名、所在地、販売年月日、車両情報の記載があるか。

オ 交付するナンバープレートを準備し、標識交付簿に所定の事項を記載する。また、原付申請書に交付する標識番号を記載する。

※ナンバープレートは車種によって色が異なるので、誤交付のないよう細心の注意を払うこと。希望番号の制度はないため在庫の中から番号順に交付すること。

カ 原付申請書の納税義務発生年月日に販売年月日と同日を記入する。

キ 原付申請書と標識交付証明書に受付日を記載し、受付印を押印する。

ク 届出者にナンバープレート(ねじ含む)と標識交付証明書を交付する。

ケ 受け取った書類一式は鍵付きキャビネットで一時保管する。

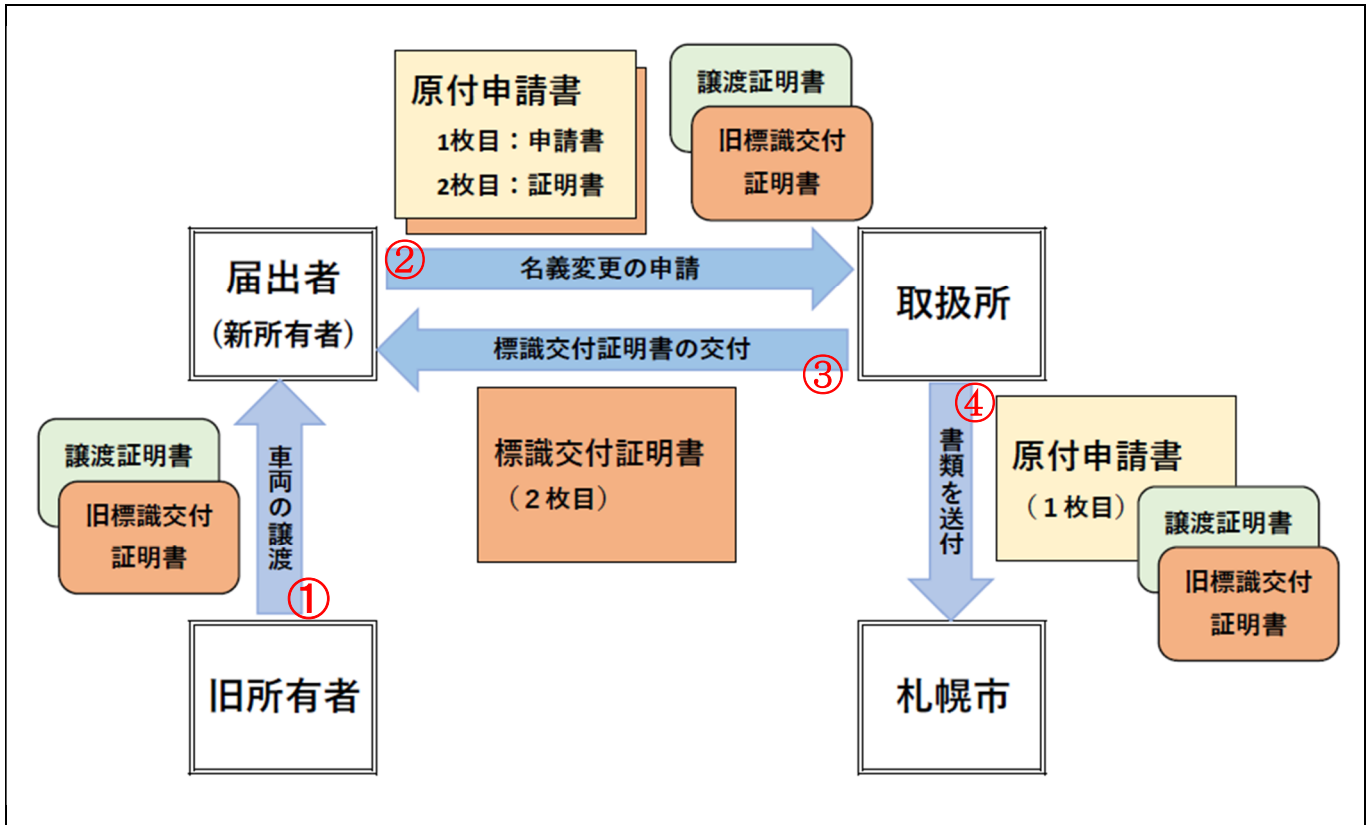
(5) 賦課期日に係る注意事項

軽自動車税(種別割)は賦課期日の4月1日時点で車両を所有している者に課税される。そのため、新規申告の届出が4月2日以降であっても販売年月日が賦課期日前である場合は課税される。特に賦課期日の前後の申告の際は、いつから課税されるかを説明できるようにすること。なお、不明点は必ず中央市税事務所に確認するよう併せて説明すること。

(例)R8.4.1の販売年月日で新規申告:R8年度課税される

R8.4.2の販売年月日で新規申告:R8年度課税されない(R9から課税)

2 譲渡(名義変更)申告



(1) 必要書類

回収するもの: 原付申請書、譲渡証明書、旧標識交付証明書

目視確認のみ: 本人確認書類

※ナンバープレートは同じものをそのまま使用する。

(2) 取扱所で扱う申告

札幌市内の旧所有者から札幌市内の新所有者へ譲渡(名義変更)する場合

※申告時点で札幌市のナンバープレートが付いている車両に限る

(3) 取扱所で扱わない申告(中央市税事務所で申告するよう教示すること)

ア 他市町村のナンバープレートが付いている場合

イ 車両情報の変更を伴う場合

ウ ナンバープレートの再交付を伴う場合(紛失、破損、盗難など)

(4) 申告受付の流れと確認事項

ア 札幌市のナンバープレートが付いている車両の譲渡(名義変更)申告であることを確認する。

※旧所有者が不明な車両などは中央市税事務所に相談するように案内すること。

イ 所定事項を記載した原付申請書(2枚複写式)と譲渡証明書、旧標識交付証明書(なくても可)を提出させる。

ウ 届出者の本人確認をし、原付申請書の本人確認欄に記載する。個人の場合は運転免許証等で氏名を確認する。法人の場合は名刺や社員証で氏名を確認し、届出者欄の空きスペースに名字をメモすること。

エ 原付申請書と譲渡証明書の記載内容を確認する。

〈原付申請書〉

- ・申告の理由の欄にチェックがあるか。
 - ・種別の欄にチェックがあるか。
 - ・所有者と使用者の住所、氏名、生年月日、電話番号、所有形態、主たる定置場が記載されているか。
 - ・車両情報(標識番号、車名、車台番号、排気量は必須)が記載されているか。
- ※旧標識交付証明書と同じ内容を記載する。
- ・届出者の欄に住所、氏名、電話番号が記載されているか。

〈譲渡証明書〉

- ・旧所有者の氏名・住所、譲渡年月日、車両情報の記載があるか。

オ 申告記録簿に所定の事項を記載する。

カ 原付申請書の納税義務発生年月日に譲渡年月日と同日を記入する。

キ 原付申請書と標識交付証明書に受付日を記載し、受付印を押印する。

ク 届出者に標識交付証明書を交付する。

ケ 受け取った書類一式は鍵付きキャビネットで一時保管する。

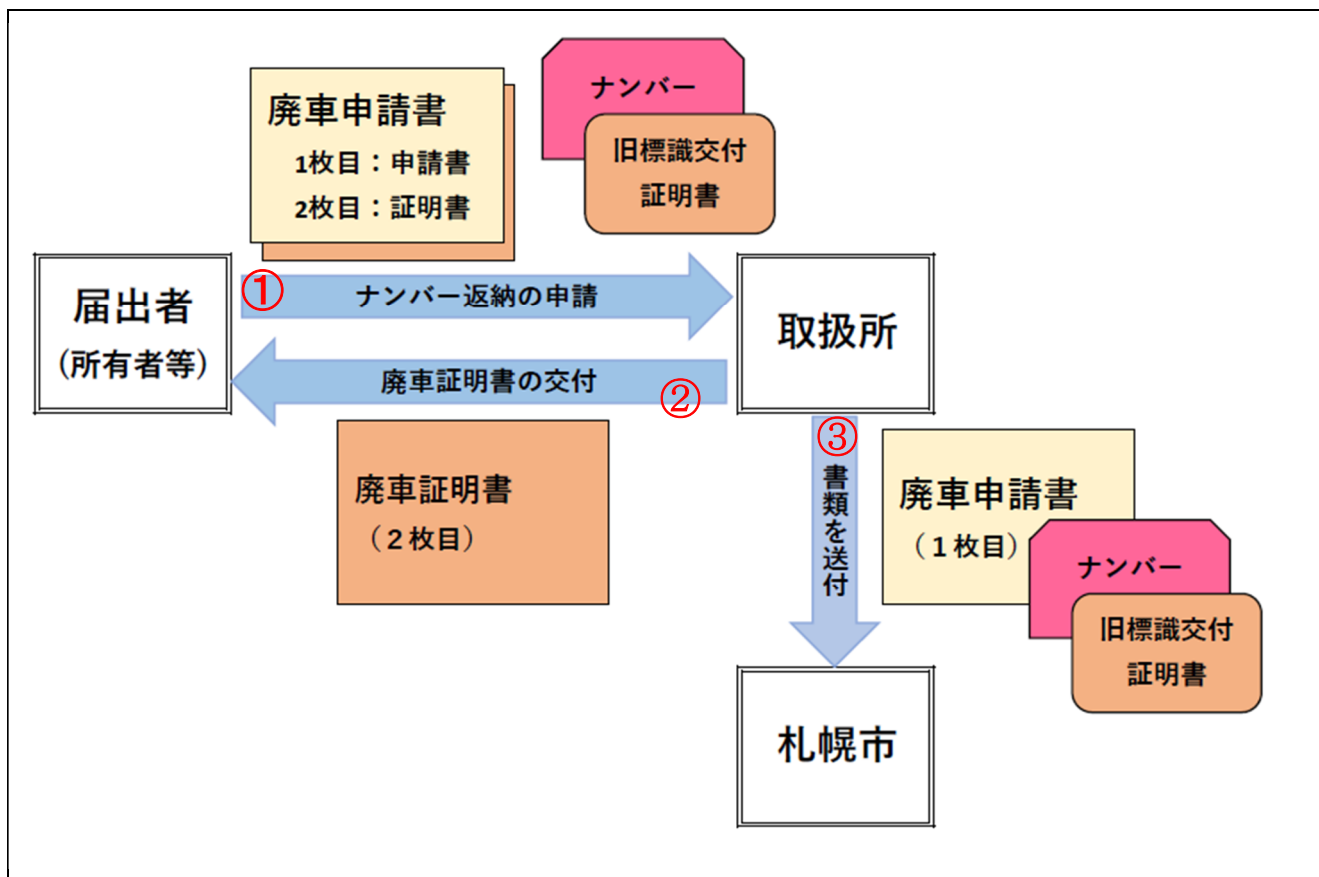
(5) 賦課期日に係る注意事項

軽自動車税(種別割)は賦課期日の4月1日時点で車両を所有している者に課税される。そのため、譲渡申告の届出が4月2日以降であっても譲渡年月日が賦課期日前である場合は新所有者に課税される。特に賦課期日の前後の申告の際は、新旧所有者のどちらに課税されるかを説明できるようにすること。なお、不明点は必ず中央市税事務所に確認するよう併せて説明すること。

(例)R8.4.1の譲渡年月日で譲渡申告:R8年度は新所有者に課税される

R8.4.2の譲渡年月日で譲渡申告:R8年度は旧所有者に課税される

3 廃車申告



(1) 必要書類

回収するもの: 廃車申請書、ナンバープレート、旧標識交付証明書

目視確認のみ: 本人確認書類

(2) 取扱所で扱う申告

車両の廃棄、下取り、売却、市外への譲渡や転出などの場合

(3) 取扱所で扱わない申告(中央市税事務所で申告するよう教示すること)

故障や冬期間による一時的な使用中止の場合

※車両を所有していれば軽自動車税は課税されるため、「使用していないから廃車する」ということはできない。中央市税事務所でも受付不可。

(4) 申告受付の流れと確認事項

ア 札幌市のナンバープレートを返納する廃車申告であることを確認する。

イ 所定事項を記載した廃車申請書(2枚複写式)とナンバープレート、旧標識交付証明書を提出させる。

ウ 届出者の本人確認をし、廃車申請書の本人確認欄に記載する。個人の場合は運転免許証等で氏名を確認する。法人の場合は名刺や社員証で氏名を確認し、届出者欄の空きスペースに名字をメモすること。

エ 廃車申請書の記載内容を確認する。

〈廃車申請書〉

- ・申告の理由の欄にチェックがあるか。
 - ・種別の欄にチェックがあるか。
 - ・所有者と使用者の住所、氏名、生年月日、電話番号、主たる定置場が記載されているか。
 - ・車両情報(標識番号、車名、車台番号、排気量は必須)が記載されているか。
- ※旧標識交付証明書と同じ内容を記載する。
- ・標識返納の有無欄、標識交付証明書返納の有無欄にチェックがあるか。
 - ・届出者の欄に住所、氏名、電話番号が記載されているか。

オ 申告記録簿に所定の事項を記載する。

カ 廃車申請書の廃車年月日に受付日を記入する。

キ 廃車申請書と廃車証明書に受付日を記載し、受付印を押印する。

ク 届出者に廃車証明書を交付する。

(5) 賦課期日に係る注意事項

軽自動車税(種別割)は賦課期日の4月1日時点で車両を所有している者に課税される。そのため、廃車申告の届出が賦課期日前である場合は課税される。特に賦課期日の前後の申告の際は、いつから課税されるかを説明できるようにすること。なお、不明点は必ず中央市税事務所に確認するよう併せて説明すること。

(例)R8.4.1に廃車申告:R8年度課税されない

R8.4.2に廃車申告:R8年度課税される

4 書類の管理

(1) 申告書等の送付(取扱所→中央市税事務所)

各取扱所で一時保管している前月分の下記の書類一式は、毎月10日までに中央市税事務所諸税課軽自動車税係あてに持参または郵送すること。郵送する場合は紛失防止のためレターパックなど追跡可能な手段を利用すること。

- ・受理した申告書および添付書類の原本(申告ごとにクリップ等でまとめること)
- ・廃車申告で回収したナンバープレート
- ・前月分の標識交付簿および申告記録簿の写し

(2) 申告受付件数の管理・報告(取扱所→管理者)

各取扱所では申告受付件数の管理のため、標識交付簿または申告記録簿は必ず申告の都度漏れなく記載すること。各取扱所は毎月10日までに前月分の申告受付件数を管理者に報告すること。

Ⅲ 各種様式

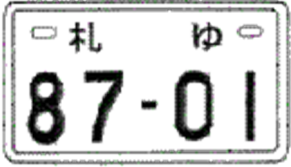
1 標識(ナンバープレート)

原付等のナンバープレートは、全部で7種類ある。また、廃車申告時には現在は交付していない旧様式やご当地ナンバーが返納されることもあるため注意すること。

◎ナンバープレートの種類

車種		色	記号の例
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	白色	札幌市1や8888 ※「1や」のみ
	第一種	白色	札幌市1は8888
	新基準		
	第二種乙	黄色	札幌市2ゆ8888
	第二種甲	桃色	札幌市3れ8888
	ミニカー (三輪)	水色	札幌市1わ8888 ※「1わ」のみ
小型特殊自動車	農耕用のもの	緑色	札幌市4と8888
	その他	緑色	札幌市5つ8888

◎ナンバープレートの見本

現在の様式	 100mm×200mm	旧様式	 90mm×160mm
ご当地ナンバー	 100mm×200mm	特定小型原付	 100mm×100mm

2 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(A4判、複写2枚綴)

1枚目 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)		申告の理由 新規 ☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 () 変更 ☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()		種別 原動機付自転車 ☐ 第一種(総排気量0.20L以下) ☐ 第二種(総排気量0.20L以上0.30L以下) ☐ 第三種(総排気量0.30L以上0.40L以下) ☐ その他 () 小型特殊自動車 ☐ 農用 ☐ その他 ()		標識番号 札幌市	札 ○ 札幌市
令和 年 月 日		納税義務発生 年 月 日		令和 年 月 日		納税義務発生 年 月 日	
つぎのとおり申告(報告)及び申請します。 (あて先) 札幌市長		〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇		旧標識番号 札幌市		札 ○ 札幌市	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		1. 自己所有 2. 所有権留保(使用者課税) 3. 商品車 4. リース車(所有者課税) 5. その他()	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ () 2. ()	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		車名 型式及び年式 型式 年式 車台番号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW 長さ cm 幅 cm 最高速度 km/h	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		上記 ☐ 原動機付自転車(特定原付を除く)・ ☐ 特定原付・ ☐ 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを 証明します。	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		販売 譲渡 証明 書	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		現在所と住民登録地が異なる場合の住民登録地	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		受 付 印	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		実家の電話番号 使用者の勤務先または学校名 電話番号	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		備考	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		※以下は記入し ないでください。 ※新規申告の場合、標識番号は記載不要です。 ※特定小型原動機付自転車の申告の場合、長さ、幅、最高速度も 必ずご記載ください。	
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称		生年月日 年 月 日		電話番号		届出者確認欄 マイナンバーカード 免許証 保険証 名前・社員証 その他()	

標識交付証明書

令和 年 月 日

納税(申告・報告)義務者

住所又は所在地

〒-

(フリガナ)

氏名又は名称

生年月日 明・大・原・享・令 年 月 日 電話番号

所有者

住所又は所在地

〒-

(フリガナ)

氏名又は名称

生年月日 明・大・原・享・令 年 月 日 電話番号

種別

原動機付自転車

☐ 第一種 一般車(付0.125L又は0.150kW以下)

☐ 第二種 一般車(付0.125L又は0.150kW以下)

☐ 第三種 一般車(付0.125L又は0.150kW以下)

☐ 第四種 一般車(付0.125L又は0.150kW以下)

☐ その他

小型特殊自動車

☐ 農耕作業用

☐ その他

標識番号

札幌市

納税義務発生年月日

令和 年 月 日

主たる定置場所(0)内は主たる定置場所を記入

1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ ()

2. ()

車名

型式及び年式

型式

年式

車台番号

型式認定番号

総排気量又は定格出力

L

kW

長さ

幅

最高速度

cm

cm

km/h

受付印

注意事項

1. この証明書に市長印又は市税事務所受付印のないものは無効です。

2. この証明書は、標識の交付を受けた車両及びこの車両の使用若しくは所有者を表示する文書です。この証明書の記載内容に変更があった場合には、15日以内(換算の場合は30日以内)に申告してください。

3. 標識又は換算等により、この証明書の記載内容に変更があった場合には、15日以内(換算の場合は30日以内)に申告してください。

4. 標識及びこの証明書は、譲渡、貸付などはできません。

3 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書(A4判、2枚綴)

1枚目 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)									
令和 年 月 日									
(あて先) 札幌市長 ごのとおり申告(報告)及び申請します									
申告の理由 廃車 ☐ 廃棄 ☐ 譲渡 ☐ 転出 ☐ 盗難・紛失 ☐ その他 ()									
種別 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付(0.05L又は0.08kW以下) ☐ 第二種 軽原付(0.05L又は0.08kW以下) ☐ 第三種 軽原付(0.125L又は1.0kW以下) ☐ その他 ()									
小型特殊自動車 ☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()									
標識番号 札幌市									
令和 年 月 日									
1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ									
主たる定置場									
車 名									
型式及び年式									
原動機の型式番号									
車 台 番 号									
型式認定番号									
総排気量又は定格出力 L kW									
長 さ									
幅									
最高速度									
km/h									
標識返納の有無									
1. 有									
2. 無									
標識返納がいない場合、その理由 イ、盗難 ロ、紛失 ハ、破損 ニ、その他 ()									
届出年月日									
年 月 日									
被審年月日									
年 月 日									
警察署									
交番・駐在所									
受理番号									
標識交付証明書返納の有無									
1. 有									
2. 無									
標識交付証明書返納がない場合、その理由 (具体的に:)									
備 考									
受 付 印									

2枚目表 軽自動車税(種別割)廃車申告受理証明書

軽自動車税(種別割)廃車申告受理証明書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市役所
ごのとおり申告(報告)及び申請します

申告の理由

原動機付自転車

☐ 第一種 一般乗用0.69L又は20.8kW以下

☐ 第一種 軽乗用0.69L以下

☐ 第二種 軽乗用0.69L又は20.8kW以下

☐ 第二種 軽乗用0.125又は21.8kW以下

☐ その他

小型特殊自動車

☐ 農耕作業用

☐ その他

種別

原動機付自転車

札幌市

標識番号

令和 年 月 日

廃車年月日

住所又は所在地

〒

□□□□

□□□□

納税者

(フリガナ)

氏名又は名称

生年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号

〒

□□□□

□□□□

義務使用者

(フリガナ)

氏名又は名称

生年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号

〒

□□□□

□□□□

主たる定置場

1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ

2

車名

型式及び年式

型式

車台番号

型式認定番号

総排気量又は定格出力

L kW

長さ

幅

最高速度

km/h

標識返納の有無

1. 有

2. 無

標識返納の有無

1. 有

2. 無

札幌市役所

札幌市長

印

受 付 印

(注)この証明書は再申告(廃車理由が廃棄又はその他の場合で正当な理由が無いときは、再登録できません。)のとき、他市町村で申告するとき又は自動車損害賠償責任保険等を解約するときに必要となりますので、大切に保管してください。

15

4 標識交付簿(A4判、両面)

標 識 交 付 簿 (取扱所名) 1は (白) 原動機付自転車第一種(50cc以下)				
標 識 番 号	交 付 月 日	氏 名 または 名 称	生年月日 または 住 所	備 考
5959				
5960				
5961				
5962				
5963				
5964				
5965				
5966				
5967				
5968				
5969				
5970				
5971				
5972				
5973				

5 申告記録簿(A4判、両面)

申告記録簿

令和 年 月分 (取扱所名)

No.	受付日	申告内容	標識番号	No.	受付日	申告内容	標識番号
1		譲渡 ・ 廃車	札幌市	16		譲渡 ・ 廃車	札幌市
2		譲渡 ・ 廃車	札幌市	17		譲渡 ・ 廃車	札幌市
3		譲渡 ・ 廃車	札幌市	18		譲渡 ・ 廃車	札幌市
4		譲渡 ・ 廃車	札幌市	19		譲渡 ・ 廃車	札幌市
5		譲渡 ・ 廃車	札幌市	20		譲渡 ・ 廃車	札幌市
6		譲渡 ・ 廃車	札幌市	21		譲渡 ・ 廃車	札幌市
7		譲渡 ・ 廃車	札幌市	22		譲渡 ・ 廃車	札幌市
8		譲渡 ・ 廃車	札幌市	23		譲渡 ・ 廃車	札幌市
9		譲渡 ・ 廃車	札幌市	24		譲渡 ・ 廃車	札幌市
10		譲渡 ・ 廃車	札幌市	25		譲渡 ・ 廃車	札幌市
11		譲渡 ・ 廃車	札幌市	26		譲渡 ・ 廃車	札幌市
12		譲渡 ・ 廃車	札幌市	27		譲渡 ・ 廃車	札幌市
13		譲渡 ・ 廃車	札幌市	28		譲渡 ・ 廃車	札幌市
14		譲渡 ・ 廃車	札幌市	29		譲渡 ・ 廃車	札幌市
15		譲渡 ・ 廃車	札幌市	30		譲渡 ・ 廃車	札幌市

6 受付印

原付申告書(又は原付廃車申告書)が提出された場合は、原付申告書または廃車申請書および標識交付証明書または廃車証明書に受付印を押印する。

	受付印
規格等	30mm丸データ印、年号分割式、赤インクを使用 上部に受託者名(文字数が多い場合は下部上段を含む)、下部に「札幌市事務委託」の表示、下部下段に取扱所番号を印字
様式見本	